○農林水産省告示第二千七百七十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ぶどう糖についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、削りぶしについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十五日農林水産省告示第千三百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和五十一年十一月十九日農林省告示第千七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月十二日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての検査方法（昭和六十三年十月十一日農林水産省告示第千五百九十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年二月十日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百八十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十三年十月十一日農林水産省告示第千五百九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年二月十日から施行する。

平成二十五年十一月十二日

農林水産大臣　林　　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項を次のように改める。

7　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超えるものには、高速道路等において運行しないものを除き、協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5. 及び6. に限る。以下第93条第８項において同じ。）に適合する衝突被害軽減制動制御装置（前方障害物との衝突による被害を軽減するために制動装置を作動させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。

第二十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「前号」を「前２号」と改め、同号を同条第三号とし、同条第１号中「乗車定員10人以下」を「乗車定員10人」と改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の１号を加える。

一　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の運転者席は、協定規則第125号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に定める基準に適合すること。

第六十七条の次に次の１条を加える。

（車線逸脱警報装置）

第67条の２　車線逸脱警報装置の車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の６第２項の告示で定める基準は、協定規則第130号の技術的な要件（同規則5. 及び6. に限る。以下第145条の２において同じ。）に定める基準とする。

第九十三条第八項を次のように改める。

8　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超えるものには、高速道路等において運行しないものを除き、協定規則第131号の技術的な要件に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第131号の技術的な要件に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置